

3月11日に発生いたしました東日本大震災では、東京でも今までに経験のない揺れを感じましたが、権利者の皆様におかれましては、お変わりございませんでしょうか。被害に遭われた方には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

第16回全体会を開催いたします！

東日本大震災の発生により、3月に開催を予定しておりました「第16回全体会」は延期とさせていただきます。当日会場に足を運んでくださった方もいらつしやり、権利者の皆様にはご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

後日、当日配布予定の資料を配布させていただきますが、このたび、あらためて「第16回全体会」を開催し、その後の進捗内容を含めた資料を作成させていただき、ご説明と皆様と内容の検討を実施することとなりました。お忙しいとは存じますが、どちらかご都合の良い日に（両日とも同じ内容で行ないます）皆様ご参加くださいますようお願い申し上げます。なお、準備組合に未加入の方、複数でのご参加でも結構です。

第16回全体会

テーマ「都市計画決定案と進捗状況と課題の確認等」

開催日時 ①3月21日（木曜日） 午後7時30分より

②3月23日（土曜日） 午後7時30分より

（両日とも1時間30分程度の時間を予定しています）

開催場所 淀橋会館 1階（新宿区西新宿5-4-7）



※全体会は金曜日と土曜日の開催が続いておりましたが、今回は木曜日と土曜日の開催です。お間違えのないようお願いいたします。

※全体会等のご参加について、遠方にお住まいの方からは、夜の参加は難しい面があるとのご意見があります。ご要望の方には、別途に全体会の内容についてもご説明させていただきますので、ご希望の方は裏面下段記載の事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

個別面談と都市計画決定の同意書のお願い！

事業の内容のご理解をより深めていただくため、権利者の皆様に個別面談をお願いしております。個別面談をされていない方はご協力をお願いいたします。

個別面談は平日や休日を問わず、時間も権利者の方のご希望にできるだけ沿って対応させていただきます。個別面談の場所は、ご都合のよい場所をお知らせいただければ、お伺いすることで対応させていただきます。また、準備組合の事務所（西新宿五丁目北地区に隣接しております）でも結構です。ご都合のよい日時を裏面下段記載の準備組合事務局までご連絡をいただけますようお願い申し上げます。

都市計画決定の同意書のお願い！

長い期間を要しております新宿区や東京都との協議調整も、様々な担当者が居られ、内容によっては多少時間を要することもありますが、方向性もみえてまいりました。ここから先に事業を推進していく上では、権利者の方の都市計画決定の同意（事業の仮同意）の状況も問われる場合もあります。事業の推進にご賛同いただけます権利者の方は、都市計画決定の同意書のご提出をお願い申し上げます。

第15回全体会を開催しました！

1月28日（金曜日）と1月29日（土曜日）の両日、午後7時30分より、淀橋会館1階において第15回全体会を開催しました。（二日とも同じ内容です）28日（金曜日）は16名（うち準備組合に未加入の方が2名）、29日（土曜日）は8名の権利者の方が参加されました。全体会は「都市計画決定案の確認」をテーマとして進められました。新宿区・東京都・国の街づくりの方針、都市計画決定の適用手法、本地区の建築計画案、事業スケジュール等について、冊子資料、およびスクリーンに映写機で投影してご説明がおこなわれました。

理事会を開催いたしました！

●第44回理事会（2月24日 木曜日）

新宿区・東京都との協議調整の状況の報告、水と緑の散歩道の整備方針の内容、第16回全体会のテーマについて話合われました。

●第45回理事会（3月24日 木曜日）

今後の進め方と次年度活動日程の確認をおこないました。また警視庁施設課へのヒヤリング等についても話合われました。



地域の防災都市づくり推進計画！

●広域の計画（緊急輸送道路・避難道路の整備）

東京都では住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、地震・風水害・火山・大規模事故に対応する、地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策などの地域防災計画を策定、見直しを行いながら順次整備を進めています。

災害予防計画の地震に強い都市づくりとして、防災都市づくり推進計画を策定、これを推進することで安全な市街地の整備を行うとともに、公園などの都市空間の確保や道路・橋梁の整備を図り、地震に強い都市づくりを実現することとしています。

青梅街道は、緊急輸送道路に指定され、防災骨格軸・避難道路にも位置づけられており、新宿中央公園は広域避難場所に指定されています。青梅街道は、沿道建築物の耐火・耐震化が遅れており、緊急輸送道路としての機能確保は不十分な状況です。

この3月18日に、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例が公布され、昭和56年5月以前に新築された建築物（旧耐震基準・下段参照）で、建築物の高さが16m以上（道路幅員の1/2以上）では、建築物の耐震診断実施義務・耐震改修等実施努力義務（勧告）・耐震化に要する費用の助成などが定められました。東京都では沿道の耐火・耐震化による緊急輸送道路の機能確保を早急に進めることとしています。

●地域の計画（防災都市計画公園などの整備）

防災都市づくり推進計画で西新宿五丁目地域は、「南台・本町・西新宿地域」として、中野区・渋谷区・杉並区の各一部と一体的に指定されています。また、西新宿五丁目地域は、東京都防災再開発の方針で、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として、防災再開発促進地区に指定されています。

中野区では、平成12年に南台一・二丁目地区（約26ha）で防災街区整備地区計画が都市計画決定され、公園や区画道路の整備が進められています。

西新宿五丁目地域では、防災再開発促進地区の地区施設の整備方針として、区画道路や地域の防災拠点となる公園の整備が位置づけられています。

神田川流域河川整備計画に位置づけられている親水公園を防災都市計画公園として、防災機能を備えることを検討しています。防災都市計画公園と建築敷地内に整備する広場を一体的に配置することで、約6,000㎡（約1,800坪）の空間を創出して、地域の防災性を向上する計画です。



●防災都市計画公園の機能（設備）

防災公園は、防災拠点や広域避難地の機能を担う公園から、本地区で検討する身近な防災活動拠点の機能を担う公園まで様々な規模（面積）があり、整備する機能（設備）も様々です。事例では、備蓄倉庫（飲料水・食料品・医療品・各種非常用機器他）、かまどベンチ、非常用トイレ、発電設備、耐震貯水槽、非常用通信などがあります。本地区で整備する機能（設備）は、建築敷地内との役割分担も含めて新宿区と協議調整します。

●建築物の耐震基準

建築物の構造計算の基準は、大きな地震の後に改正が行われ、昭和56年の建築基準法の改正では、新しい構造計算の方法が導入され、地震力に対する影響が大幅に強化されています。この昭和56年以前の基準を旧耐震基準、昭和56年以降の基準を新耐震基準として区分されています。昭和56年以前の特に鉄筋コンクリート造などの建物については、建物の調査等を行い、耐震診断の結果によっては耐震補強を行い、将来の大地震に備える必要があるとされています。木造は昭和56年の改正で筋かい量等が強化されています。なお、改正から数年間は、申請と審査の方法に混乱もあり、まさに新耐震基準を満たしていない建築物もみられるともいわれています。最近の建築物の耐震技術は、号を改めて掲載いたします。



街づくりに関するご質問やご相談等ございましたら下記までご連絡ください。

準備組合の事務所へ来ていただいても、こちらからお伺いしても結構です。（担当小澤、鴨志田）

〒160-0023 新宿区西新宿六丁目25番8号オフィスアネックス203

ホームページ <http://www.ns5k.jp> Eメール jimukyoku@ns5k.jp

TEL 03-3343-6451

FAX 03-3343-6452